

◎建設業法違反を行った下記業者について、下記期間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：①パナソニック株式会社
②パナソニックマーケティングジャパン株式会社
③パナソニック環境エンジニアリング株式会社
- 業 者 の 住 所：①大阪府門真市大字門真1006番地
②大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号
③大阪府吹田市垂水町3-28-33
2. 指名停止措置期間：① 令和7年7月18日 ～ 令和7年8月17日（1ヵ月）
②③令和7年7月18日 ～ 令和7年10月17日（3ヵ月）
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要
①本件は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、建設業許可行政庁である関東地方整備局より指示処分を受けたものである。
②③本件は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、建設業許可行政庁である関東地方整備局及び近畿地方整備局より22日間の営業停止処分を受け、また、同法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、建設業許可行政庁である関東地方整備局及び近畿地方整備局より指示処分を受けたものである。
5. 指名停止措置理由
当該業者たる上記3社において、上記有資格業者について、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号の措置要件に該当する。
従って、①については指名停止1ヵ月、②③については指名停止3ヵ月を適用する。

＜措置要領別表第2＞

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 （建設業法違反行為）	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

＜問い合わせ先＞

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
代表：092-471-6331
総務部契約課長 本松 泰典（内線 2511）
（契約課直通：Tel 092-476-3509）
港湾空港関係
総務部契約管理官 久永 陽一（内線 290）
（経理調達課直通：Tel 092-418-3345）